

「全てがわかる！ 新たな税務経理のしくみ」

— まったくなし！ インボイス制度 —



税理士法人

中央総合会計

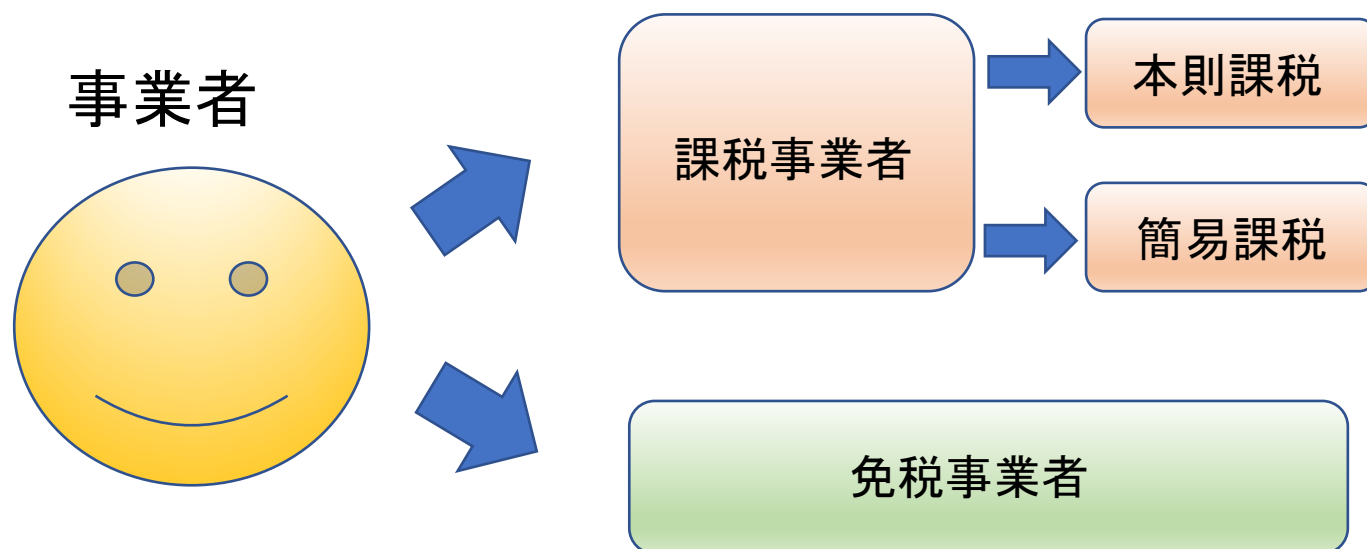
多田 幸彦

1.消費税の基本

消費税の納税義務と計算・申告方法の整理

消費税では、事業者は消費税の申告・納税義務のある「**課税事業者**」と、申告・納税義務のない「**免税事業者**」に分かれます。

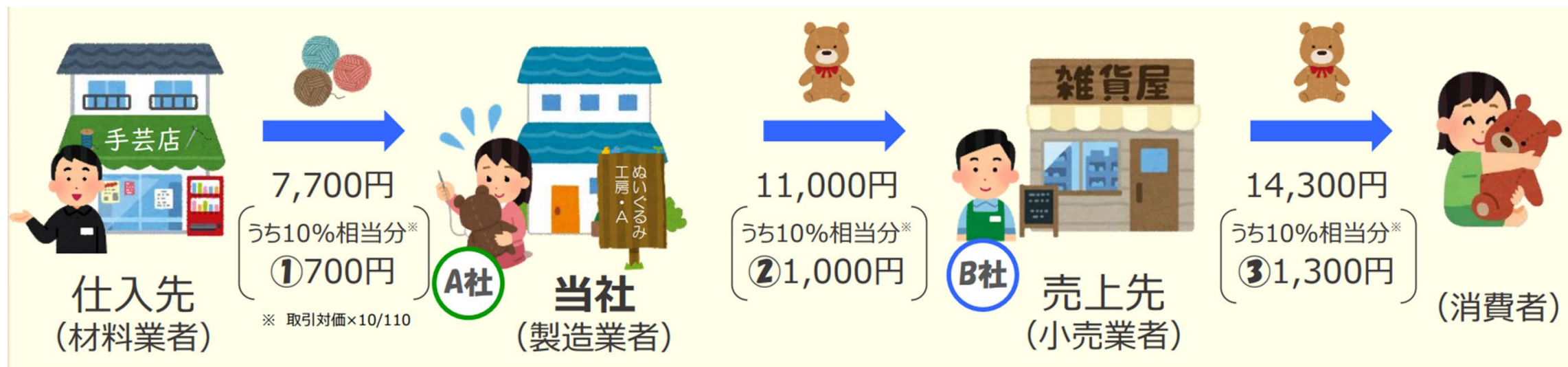
また、「**課税事業者**」が申告・納税する消費税の計算方法には「**本則課税**」と「**簡易課税**」があります。



※ 事業者は消費税上
本則課税
簡易課税
免税事業者
に区分されます。

消費税の仕組み

最終消費者が負担し、事業者が納付



納付額 ①
700円

+

納付額 (② - ①)
300円

+

納付額 (③ - ②)
300円

=

負担額
1,300円

令和5年10月1日から適格請求書等
保存方式（いわゆるインボイス制度）
が導入されます！



インボイス制度って？



端的に言えば、売手から**適格請求書（インボイス）**の交付を受けなければ、買手は仕入税額控除を受けられない！……という制度です。

※ 簡易課税制度を選択している場合は、適格請求書の保存がなくても仕入税額控除は可能です。

インボイスって？

「売り手が、買い手に対して、
正確な適用税率や消費税額等
を伝える手段」であり、**登録番号**
の他、一定の事項が記載された
請求書等のこと。



一定事項とは？

- ① 交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 税率毎に合計した取引金額・適用税率
- ④ 発行者の氏名・住所・登録番号
- ⑤ 取引内容(軽減税率等)
- ⑥ 税率毎に区分した消費税額等

～ 請求書の対応例 ～

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方
(売上先) の
氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分
して合計した対価
の額及び適用税率

請求書

(株)〇〇 御中

▲▲▲▲(株)
登録番号T1234...

④ 売手 (当社) の氏名
又は名称及び登録番号

日 付	品 名	金 額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

⑤ 取引内容
(軽減税率の対象品目
である旨)

※ 軽減税率対象

8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

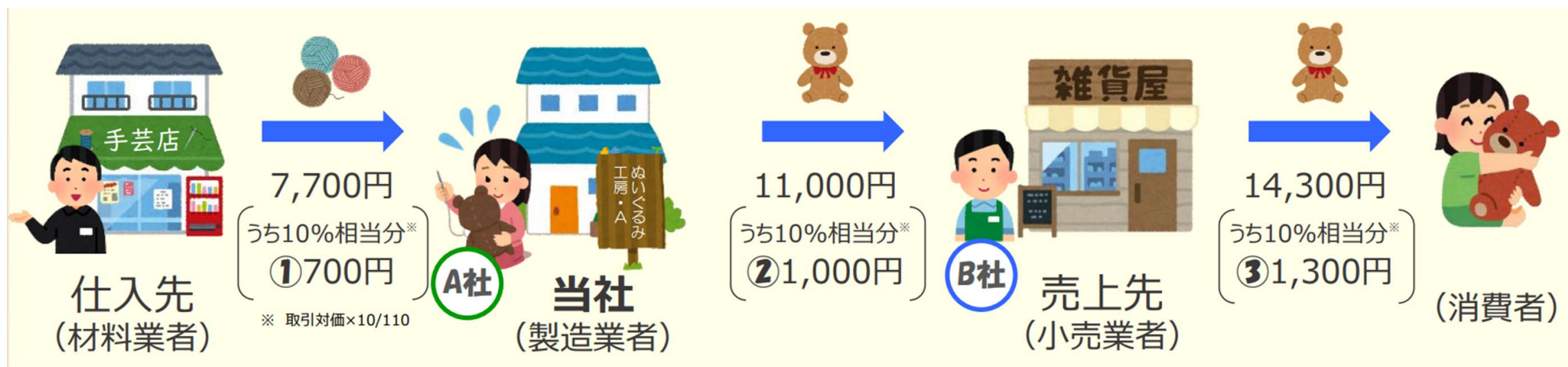
⑥ 税率ごとに区分
した消費税額

それでは・・・

未登録の事業者（免税事業者等）との取引ではどうなる？

インボイスの交付を受けられないので・・・

こうなります・・・。



$$\begin{array}{rclclclcl} \text{納付額 ①} & & \text{納付額 ②} & & \text{納付額 (③ - ②)} & = & \text{負担額} \\ \mathbf{0円} & + & \mathbf{1,000円} & + & \mathbf{300円} & = & \mathbf{1,300円} \end{array}$$

※消費税の仕組の図と比較して納付額が700円多い

【注意点】

- 既に課税事業者の方は、早めに登録申請！
デメリットはありません。
- 免税事業者の方は、取引先と話し合い、課税事業者となって登録申請するか検討。



いつから準備すれば良いか？

課税事業者でなければ登録申請は出来ません。

また、登録するには申請手続きが必要であり、登録が完了しなければインボイスは発行できません。

登録申請はすでに始まっています。

申請期限 令和5年3月31日

「適格請求書発行事業者の登録申請書」は、税務署に提出ではなく、インボイス登録センターに郵送で提出してください。

063-8540 札幌市西区発寒4条1丁目7番1号
札幌国税局 インボイス登録センター



 011-555-3352



免税事業者が登録申請する際は、 経過措置あり。

令和11年9月30日の属する課税期間において登録する場合には、「課税事業者選択届出書」を提出しなくても、適格請求書発行事業者の登録申請をすることができます。

※ 原則は、課税期間開始の前日までに提出

次に、インボイス制度が導入された後の、
売り手側と買い手側のそれぞれの留意点に
ついて

インボイス制度導入後の 売手側の留意点

売手側に義務が課される

- ①取引相手の求めに応じて適格請求書を交付
- ②返品や値引等、売上対価の返還を行う場合、
適格返還請求書を交付
- ③誤りがあった時、修正した適格請求書を交付
- ④交付した適格請求書の写しを保存

買手側の留意点

- ①一定の事項を記載した帳簿の保存
(現状の区分記載請求書保存方式と同様)
- ②適格請求書等(インボイス)の保存
(適格請求書発行事業者として登録をしているかの確認)

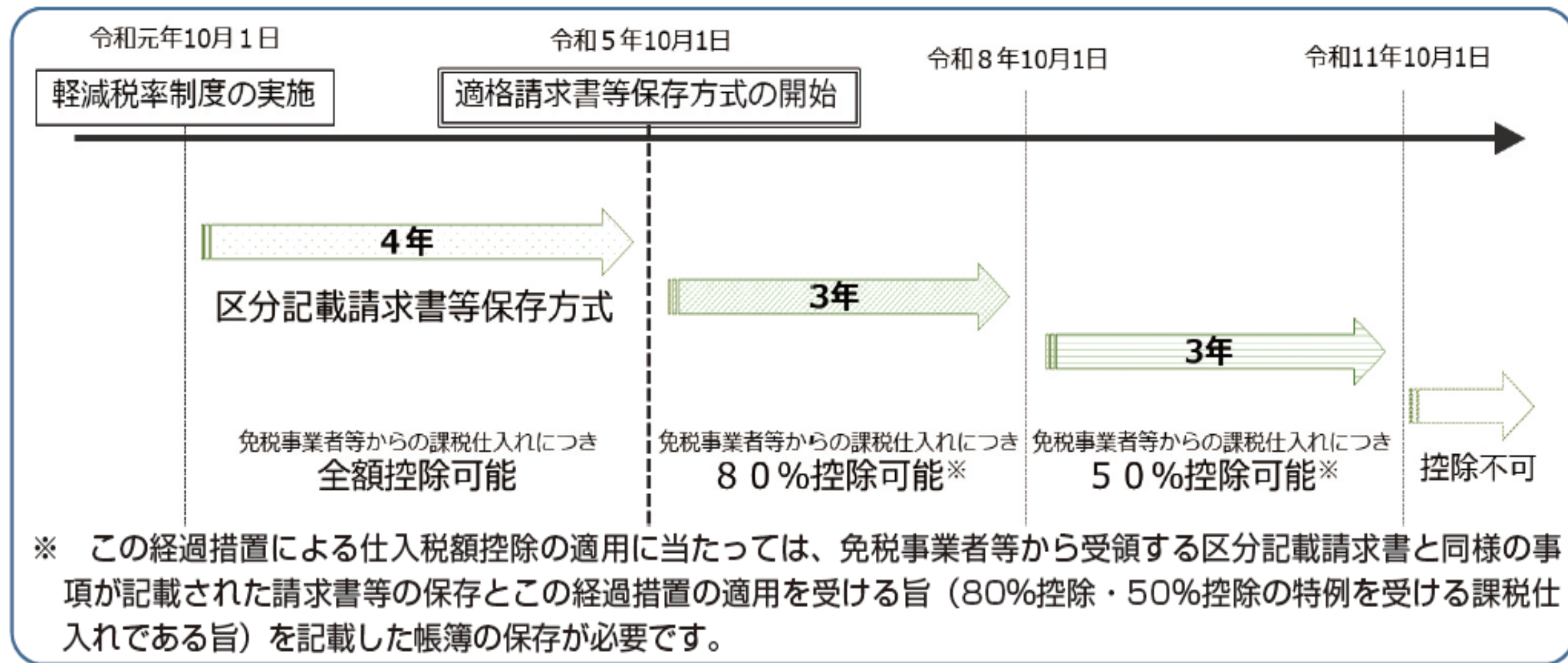
仕入税額控除の経過措置について

免税事業者や消費者のほか、課税事業者であっても登録をしていなければ、インボイスを発行することができません。

買い手側はインボイスが無ければ仕入税額控除ができません。

ただし、**未登録の事業者と取引**を行った場合にも、その取引に係る仕入税額控除には**一定期間仕入税額控除を認める経過措置**が設けられています。

免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置



インボイスの交付義務免除(売り手側)

適格請求書発行事業者(届出により適格請求書の発行事業者として登録された課税事業者)には買い手から求められれば「適格請求書」を発行する義務が課されますが、適格請求書の**交付が困難な次の取引は、インボイスの交付義務が免除**されます。

- ① **公共交通機関**である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(**3万円未満**のものに限る)
- ② **出荷者等が卸売市場**において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ③ **生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡**
(**無条件委託方式かつ共同計算方式**により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ④ **自動販売機・自動サービス機**により行われる課税資産の譲渡等
(**3万円未満**のものに限る)
- ⑤ 郵便切手に対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります)

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合（買い手側）

適格請求書などの請求書の交付を受けることが困難な次の取引は、**帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。**

- ① **公共交通機関**である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
（**3万円未満**のものに限る）
- ② **自動販売機・自動サービス機**により行われる課税資産の譲渡等
（**3万円未満**のものに限る）
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります）
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

どの様に対応していくか。

それぞれの区分ごとに、事業者がとるべき対応は次の通りです。

本則課税
の
事業者

- ・適格請求書発行事業者になるための登録をする
- ・支払先が適格請求書発行事業者か確認する
- ・支払先から受取った適格請求書を保存する

→ 売上先から求められた場合のため

} 仕入税額控除をするため

簡易課税
の
事業者

- ・適格請求書発行事業者になるための登録をする

→ 売上先から求められた場合のため

免 税
事業者

- ・適格請求書発行事業者になるための登録※をするか検討する
- ※ 登録する＝課税事業者になり、消費税の納税義務が発生する

→ 売上先は適格請求書が必要としていますか？

免税事業者等と取引のある事業者の方は、インボイス制度の内容をご理解していただいた上で、十分に協議を重ね、ご対応いただきますようお願いいたします。



最後になりますが、

当事務所では、お取引先の事業者の皆様にアンケート形式でご回答いただく、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）について」（アンケートのご依頼）をご用意させていただいております。

お取引先のインボイス制度に対する対応等をご確認いただくために、ご活用いただければと存じます。

サンプルをご用意しておりますので、職員にお声掛け下さい。

「全てがわかる！ 新たな税務経理のしくみ」

—まったくなし！ 電子帳簿保存法—

電子帳簿保存法の概要

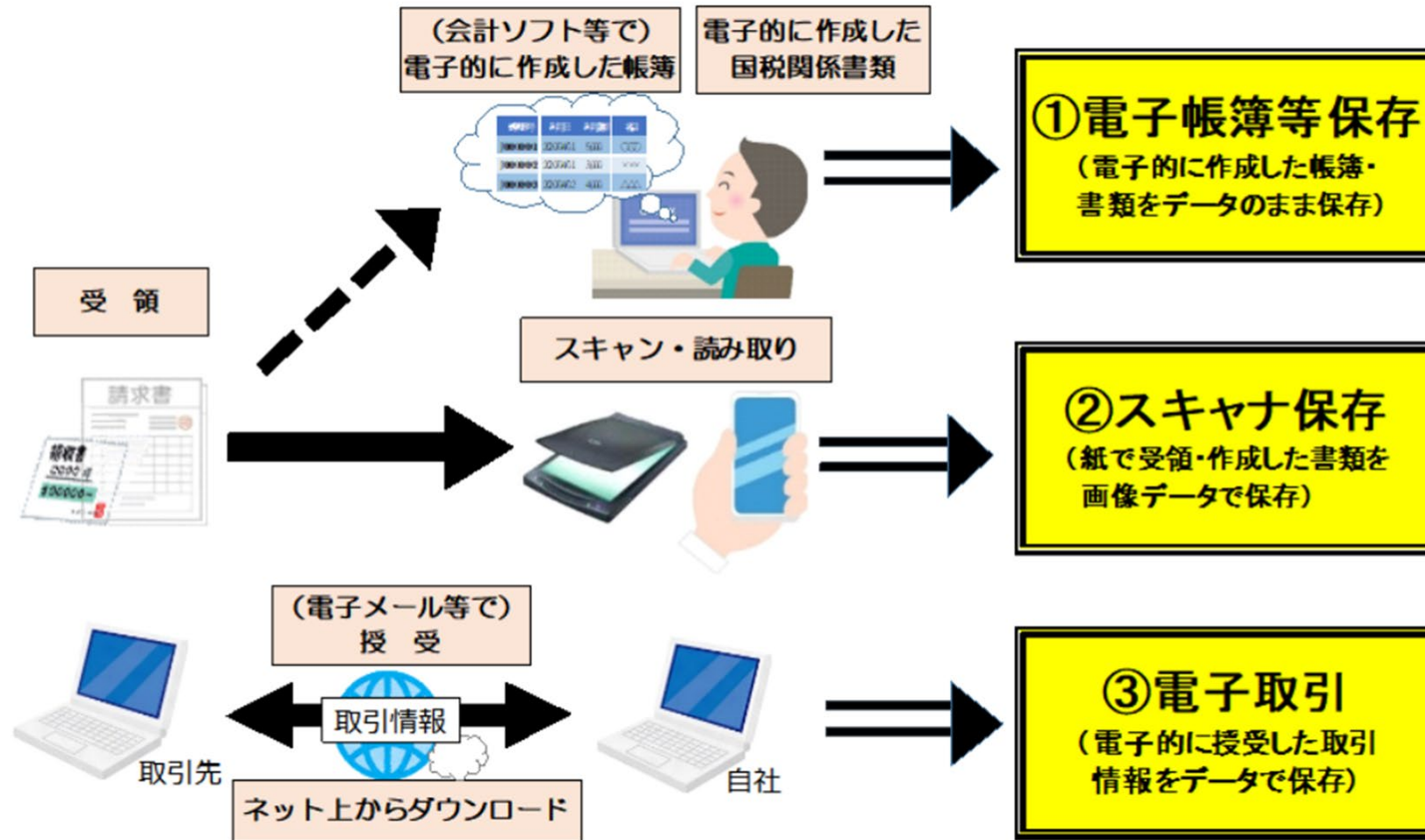
法人税法や所得税法で、原則紙での保存が義務づけられている帳簿・書類について、一定の要件を満たした上で、電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び**電子的に授受した取引情報の保存義務等**を定めた法律です。

要するに・・・？

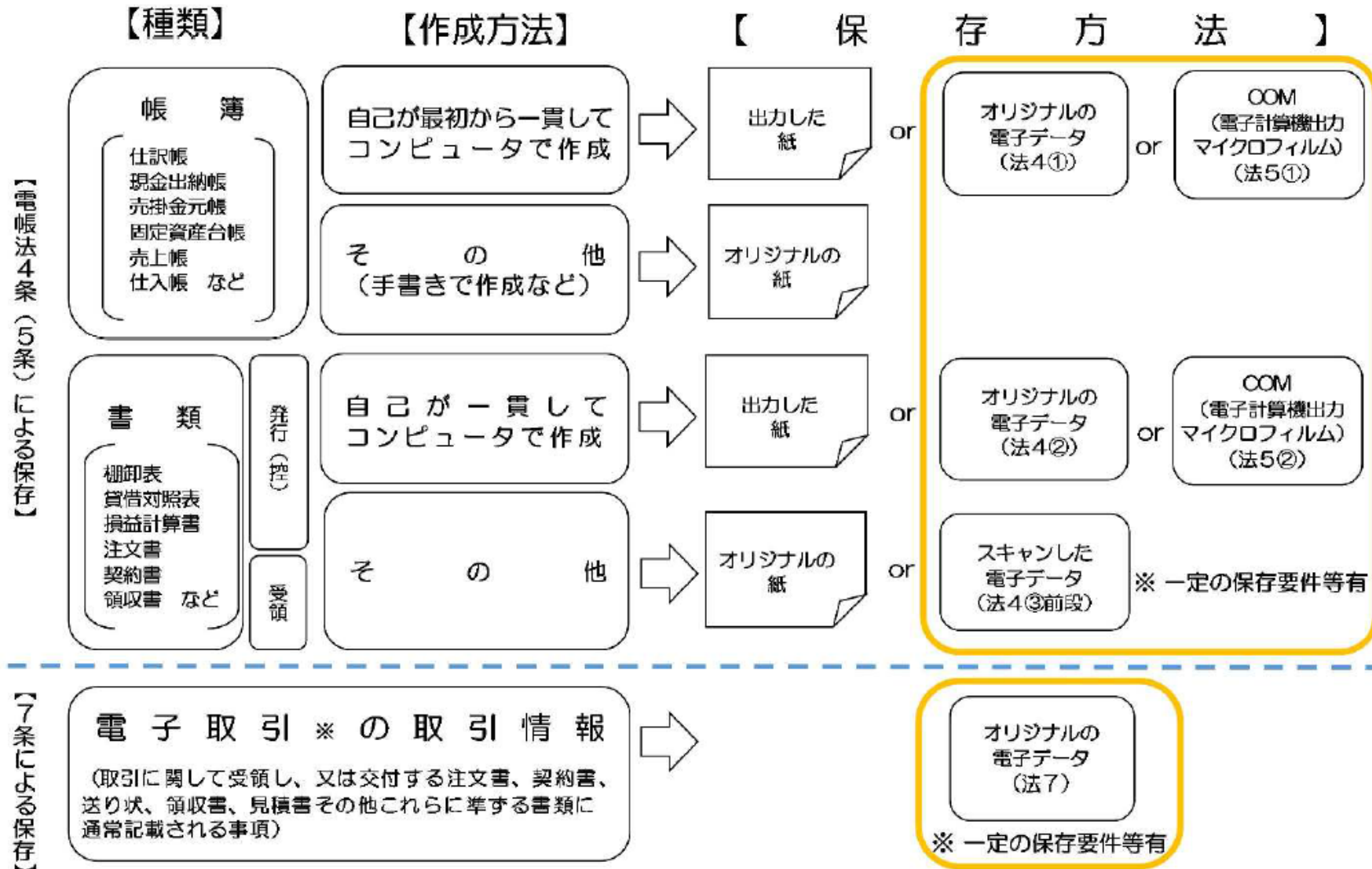
原則的には紙で保存するんだけど、データで保存しても良いよ・・・ってこと。

ただし、義務化されるものもあるので、要注意です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく次の3種類に区分されます。



帳簿書類等の保存方法



【電帳法4条(5条)による保存】

【7条による保存】

※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

令和6年1月1日からは・・・。

電子取引を行った場合には、一定の要件の下で、取引情報に係る**電磁的記録を保存しなければなりません**。(義務化)

- ・ 電子取引とは、いわゆるインターネット取引、EDI(電子データ交換)取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)及び、インターネット上のサイトを通じて取引情報を授受する取引等。

電子取引情報の保存を行う場合の要件

- ・真実性の要件（次のいずれかの措置を行う）
 - ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
 - ② 取引情報を授受した後、速やかにタイムスタンプを付す
 - ③ データの訂正・削除を行った場合に、その記録が残るシステム又は訂正・削除が出来ないシステムを利用して、授受及び保存を行う
 - ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定の備付け
- ・可視性の要件（次の全ての措置を行う）
 - ① パソコン、ディスプレイ、プリンター及びこれらの操作マニュアルの備付け
 - ② 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け
 - ③ 検索機能の確保

電子取引の対応への注意点

- 自社の電子取引を把握する

何よりも、自社の電子取引の種類を把握しておくことが重要です。
インターネット取引、メールやクラウドサービスの請求書の受領方法等を確認しておきましょう。

- その上で、自社に最適な方法を検討

電子取引の種類が把握できたら、次は自社に最適な方法を検討。
システムを導入するか、また、電子取引が小規模でシステムが不要な場合
「訂正・削除の防止に関する事務処理規定」を備え付けて対応するか、最適な方法を検討しましょう。

国が今後一層のIT化やDXを進める中で、企業も同様に電子帳簿保存法等への対応は避けては通れない問題だと考えられます。

企業側にも、オフィスの省スペース化、経理業務の効率化、コストの削減、ペーパーレスに伴う環境問題への配慮、セキュリティの強化等、メリットも多いと思われます。

一方で、システム導入のコスト、社員教育、ルールに基づくデータ管理、システム障害時の対応等、リスクもあります。

自社にとってなにが最適なのか、検討を始めましょう。